

# 宿泊約款

## Provisions Governing Accommodation Agreements

### 水上高原ホテル200

#### (適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)または一般に確立された慣習によるものとします。

2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

#### (宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

#### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

#### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合

及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - (ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるもの(厚生労働省が公開する同条に関する事例を含む)を繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 群馬県旅館業条例第16条の規定する場合に該当するとき。
- (11) この約款に違反する事由があるとき。
- (12) その他前各号に準じる事由があるとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテル前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の18：00（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が旅館業法第4条の2第1項2号に規定する特定感染症の患者等であるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
  - (6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
  - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (8) 群馬県旅館業条例第16条の規定する場合に該当するとき。
  - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
  - (10) この約款に違反する事由があるとき。
  - (11) その他前各号に準じる事由があるとき。
- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求められます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
  - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号（旅券については、日本政府の要請によりコピーを取らせていただいております。）
  - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15：00から翌朝11：00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
  - (2) 超過6時間までは、室料相当額の50%
  - (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%
3. 前項の室料相当額は、基本料金の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

2. 当ホテル内においては、客室を含む全館禁煙(電子タバコを含む／11F喫煙ブースを除く)としております。万が一館内での喫煙が認められた場合は、清掃費として一律金5万円を申し受けます。また、喫煙により当ホテルに損害が生じた場合(改装費用の発生、大規模な清掃にかかる費用の発生、客室の販売が出来ない期間が生じるなど一切の事由によるものを指す)は、当該損害も賠償していただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット・各所の掲示・客室内の館内ご案内等でご案内いたします。

- (1) フロントのサービス時間：24時間
  - (イ) 門限24時
- (2) 飲食等（施設）サービス時間：
  - (イ) 朝食 7：30～9：00
  - (ロ) 昼食 11：30～13：30
  - (ハ) 夕食 18：00～19：30

(3) 付帯サービス施設時間 9:00～17:00

- 2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2.当ホテルは、消防機関から防火・防災基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2.宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったもの（客室内のセーフティーボックスを利用した物を含む）について、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したとき

に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。また、食品類や生花などの腐敗する恐れがあるものは、原則として即日で廃棄します。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条項2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、駐車場での宿泊客の安全確保の責任及び車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2. 契約人数を超えての客室利用は禁止です。申し出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、直ちに退去していただくほか、その超過利用分を請求いたします。

#### (免責事項)

第19条 当ホテル内からのコンピュータ・スマートフォン・タブレット等による通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行なうものといたします。コンピュータ・スマートフォン・タブレット等での通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者が如何なる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピュータ・スマートフォン・タブレット等による通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に障害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

#### (宿泊約款の変更)

第20条 当ホテルは以下の場合に、当ホテルの裁量により、宿泊約款を変更することができます。

- (1) 宿泊約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 宿泊約款の変更が、契約をした目的に反せず、且つ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的でなものであるとき。
2. 当ホテルは前項による宿泊約款の変更にあたり、変更後の宿泊約款の効力発生日の30日前までに、宿泊約款を変更する旨及び変更後の宿泊約款の内容とその効力発生日を当ホテルのホームページに掲示します。
  3. 変更後の宿泊約款の効力発生日以降にお客様が当ホテルを利用したときは、お客様が宿泊約款の変更同意したものとみなします。

**別表第1** 宿泊料金等の内訳

(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料金 (室料+朝・夕食料金)
	追加料金	② 飲食料金 (①に含まれるものを除く) ③ その他の利用料金
	税金	イ・消費税 ロ・入湯税

備考 1. 基本宿泊料は別途に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%をいただきます。尚、1室2名以上大人のいる場合、寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料をいただきます。

**別表第2** 違約金 (第6条第2項関係)

契約申込 人数  契約 解除の通 知を受けた日	通常期						催 事 期 間  ・ 特例販売 宿泊プラン
	一般	団 体			教育旅行		
	14名まで	15名～ 99名 まで	100名 ～199 名まで	200名 以上また は貸切	15名～ 299名 まで	300名 以上また は貸切	
不 泊	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
当 日	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
前 日	50%	50%	80%	80%	80%	80%	80%
2～3日前	30%	30%	50%	70%	50%	70%	50%
4～9日前	—	10%	30%	50%	30%	50%	50%
10～14日前	—	—	20%	50%	20%	50%	50%
15～20日前	—	—	10%	30%	20%	30%	30%
21～30日前	—	—	—	30%	10%	30%	30%
31～60日前	—	—	—	20%	—	20%	—

(注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に該当人数を掛合せた違約金を収受します。また、契約解除の場合もその取消日数全ての違約金を収受します。
3. 15名以上の団体の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（「教育旅行」は30日前。また、その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り捨てる）にあたる人数の減員については、違約金をいただきません。
4. 「教育旅行」及び「貸切」の違約金は、宿泊料金その他、手配が確定している付帯料金〔夏期；アクティビティ関連費用等／冬期；ゲレンデ使用料・インストラクター代・レンタル代・昼食代等〕についても上表に準じた違約金を申し受けます。

5. 「**催事期間**」の対象日は、当ホテルの近隣地域に於いて大規模な催事（New Acoustic Camp・その他の各種イベント等）が開催される場合に適用となります。催事期間での違約金を指定する場合は、当該期間を当ホテルのホームページ(宿泊プラン本文)に掲示するものとします。
6. アウトドア会社主催の体験プログラム(ラフティング・カヌー・キャニオニング・SUP等)付宿泊プランについては「**特例販売宿泊プラン**」と見なし、本違約金規定を上限に、プラン毎に違約金を規定し当ホテルのホームページ(宿泊プラン本文)に掲示するものとします。また、OTA(Online Travel Agent/ネットの旅行予約サイト)での“先行販売・早割企画・特別セール等”についても「**特例販売宿泊プラン**」と見なし、本違約金規定を上限に、プラン毎に違約金を規定し当OTA販売サイトの宿泊プラン本文に掲示するものとします。